概要

日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。

(a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十月十一日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合

(b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国であり、かつ、その国との関係において千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている場合

(c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認めるとともに、その国の国民に対し日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

二

分野　金融業
小分野　銀行
産業分類　ＪＳＩＣ　六二一一　銀行（中央銀行を除く。）
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要　預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。

三

分野　熱供給業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

四

分野　情報通信業
小分野
産業分類　電気通信業
ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等
ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七二一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階　中央政府
措置　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要　1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国政府又はその代表者
(c)　外国の法人又は団体
2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

五

分野　情報通信業
小分野　電気通信業及びインターネット付随サービス業
産業分類　ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業
ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業
ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業
ＪＳＩＣ　四〇一　インターネット付随サービス業
注　ＪＳＩＣ三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。
内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野　製造業
小分野　医薬品製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業
留保の種類　内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

七

分野　製造業
小分野　皮革製造業及び皮革製品製造業
産業分類　ＪＳＩＣ　一一八九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
ＪＳＩＣ　一六九四　ゼラチン・接着剤製造業
ＪＳＩＣ　一九二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇一一　なめし革製造業
ＪＳＩＣ　二〇二一　工業用革製品製造業（手袋を除く。）
ＪＳＩＣ　二〇三一　革製履物用材料・同附属品製造業
ＪＳＩＣ　二〇四一　革製履物製造業
ＪＳＩＣ　二〇五一　革製手袋製造業
ＪＳＩＣ　二〇六一　かばん製造業
ＪＳＩＣ　二〇七　袋物製造業
ＪＳＩＣ　二〇八一　毛皮製造業
ＪＳＩＣ　二〇九九　その他のなめし革製品製造業
ＪＳＩＣ　三二五三　運動用具製造業
注1　ＪＳＩＣ一一八九又は三二五三の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。
注2　ＪＳＩＣ一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
内国民待遇（第三条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。